平成２５年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市向草間町字北新切51番地　３―301
債務者　大塚　美紗
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５２号
山形県東根市小林１―４―27　ソリエルＡ―101号、住民票上の住所秋田県山本郡三種町下岩川字向達子37番地８
債務者　岩谷　和子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第５３号
山形県東根市小林１―４―27　ソリエルＡ―101号、住民票上の住所秋田県山本郡三種町下岩川字向達子37番地８
債務者　岩谷千代美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２３２号
愛知県蒲郡市竹島町25番14号
債務者　湧井　豪雄
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３８３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄743番地１
債務者　小島　夏樹
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２７号
和歌山県御坊市湯川町財部581番地６　ハイツヤマグチ206号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町財部581番地６
債務者　川口　　衣
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１５７号
島根県雲南市木次町里方1091番地19
債務者　若槻　　満
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
千葉県東金市下武射田1311番地13
債務者　松本　和夫
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６９号
埼玉県鴻巣市人形３丁目２番32号
債務者　大前　　大
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０７号
埼玉県川口市芝下１丁目15番６号　シマダマンション201号
債務者　新井　清彦
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
さいたま市南区大字円正寺145番地１　円正寺荘２―２、旧住所東京都豊島区上池袋２丁目40番11号　チェリーハイム201号
債務者　比嘉　　広
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1346番地40
債務者　三上　俊子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３号
埼玉県川越市大字安比奈新田144番地13
債務者　萩原　重久
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県所沢市東所沢２丁目５番地の17　グリーンハイム202
債務者　中野　　安
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０号
石川県七尾市山王町シ部43番地
債務者　坂上　成和
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２６６号
岡山県倉敷市中島167―１　オアシス中島102、住民票上の住所岡山県倉敷市中島178番地４　メゾン大東501
債務者　佐藤　容子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
大分県中津市大字永添2636番地106
債務者　井上　千鶴
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係